

## 第26回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 まちなみ景観課

◇ **開催日時** 平成30年(2018年)7月6日(金)10時00分～12時00分

◇ **場 所** 横須賀市職員厚生会館4階 第3研修室

◇ **議 事**

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 委員長の選出                          | 資料1・2 |
| (2) 職務代理者の指名                        | 〃     |
| (3) 専門部会委員の指名                       | 〃     |
| (4) 平成29年度景観法・景観条例等の運用状況について(報告)    | 資料3   |
| (5) 平成29年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告)     | 資料4   |
| (6) 平成29年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) 非公開 | 資料5   |
| (7) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) 非公開  | 資料6   |

◇ **出席者**

委員11人

小林正美、田口敦子、菊竹雪、栗原輝男、小泉厚、富澤喜美枝、松下啓一、  
三浦勉、柳澤潤、山畑信博、吉田愼悟  
(欠席2人 工藤幸久、国吉直行)

事務局7人

都市部長・渡辺大雄、まちなみ景観課長・島憲之、景観担当主査・土屋文代、  
屋外広告物担当主査・高山智久、高橋翔太、山蔭あずさ、芳賀愛美

◇ **傍聴人** 0人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員13人のうち11人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、田口委員と富澤委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

**1. 委員長の選出について**

横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、小林委員を委員長に決定した。

**2. 委員長職務代理者の指名について**

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として田口委員を指名した。

**3. 専門部会委員の指名について**

委員長から、景観審議会規則第4条第1項に基づき、専門部会を置き、同条第2項に基づき専門部会委員として国吉委員、吉田委員、柳澤委員を指名した。

**4. 平成29年度景観法・景観条例等の運用状況について（報告）**

(1) 事務局から別添「資料3」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（小林委員長）

色彩相談は、年間どのくらいの件数を受けているのか。また、どのような相談を受けているのか。

○回答（吉田委員）

だいたい、ひと月に5～6件程受けている。

○回答（事務局）

公共建築やマンション、戸建て住宅なども相談させていただいている。

●質問（栗原委員）

相談に来るのは、大規模改修業者であるのか。もしくは、マンションの管理組合から相談が来るのか。

○回答（事務局）

手続きは、管理組合から施工業者に委託されていることが多いため、手続きを含め業者が相談に来ることの方が多い。しかし、決定権はあくまでも管理組合にあるため、持ち帰っていただき、後日結果を教えてもらっている。

■意見（小林委員長）

景観重要樹木に指定されたツツジを活用するうえで、デジタルアーカイブの話があったが、これは菊竹委員が提案したものだったか。

●質問（菊竹委員）

はい。写真やエピソードは市のホームページで募集しているのか。

○回答（事務局）

連合町内会の会議で事務局から説明し、地元の方に回覧板で回してもらい、募集を始めた。

まずは素材を集め始めたところだが、どのようにホームページに載せていくかは決定していない。

■意見（小林委員長・菊竹委員）

その方向性でよい。まずは、素材を集めてから。

●質問（小林委員長）

横須賀建築探偵団が主催のまちあるきと景観協議会が主催のまちあるきの大きな違いがわからない。何が違うのか。

○回答（事務局）

横須賀建築探偵団と協力して市が実施しているまちあるきは、市民啓発事業として市民公募を行い、景観に対する意識の啓発を目的とした。

景観協議会主催のまちあるきは、市ではなく景観協議会が何を実施するのか決定している。昨年度は、まちあるきを実施し、参加したメンバーが景観フォーラムにもパネラー等で参加してもらうことを目的とした。

●質問（松下委員）

まちあるきで歩いた谷戸地域は空き家が多いわけだが、特定空家の要件の中に「景観を害する」というのがある。そうすると景観サイドから空き家問題の関与しているのか。

○回答（事務局）

まちなみ景観課では、今年度から空き家の適正管理の業務も担当している。そのため、空き家の苦情を受け付け、適正管理の指導を行っている。空き家問題は、まちなみ景観課が総合窓口になっており、景観の部分についても今後、適正管理の中に組み込んで対応することになる。

■意見（松下委員）

景観を基準に特定空家に指定するといった議論は、今まであまりない。それ以前に問題とする部分が多いためである。正直言って景観からアプローチするとやっかいなことになるのではないか。

○回答（事務局）

実際、安心や安全の面から危険の重要度が現場では、より優先されてしまう。景観的に非常に問題があるというだけでは、空き家の適正管理の指導としては、実行に移すのは難しい。そのため、まちなみの美観や景観の指導と分けて、別な形で指導している。

■意見（松下委員）

横須賀の谷戸にある空き家は、風景の一部と感じている。30年後は、原風景になるのではないかと思う。危険な建物はだめだが、そういうプラスイメージとしてうまく使えないかと考えている。

○回答（事務局）

横須賀の場合、階段上部の行き止まりの所に空き家が多い。行き止まりであるため、地域の人が奥まで行かなくなってしまうと、空き家があってもそこまで地域に迷惑が

かかっていないといった状況も多い。港町のため、港の近くの傾斜地に住宅が必要だった時代もあったが、時代的な役割を終えて山に還っていくことは、ある程度致し方ないと感じている。空き家だから何とかしないといけないとその場所に力を注ぐのは無駄なことかと感じている。街中の空き家で美観を損ねるところについては、より一層指導していく必要があるが、山の上の空き家については、ある程度仕方ないことだと現場でも感じている。

●質問（吉田委員）

景観的な誘導もあると思うが新しい活用方法の事例はないのか。例えば、学生が住むようにしているなどはないのか。

○回答（事務局）

市としても山の上の空き家をただ放置しているわけではなく、緑が多く眺めも良いなどのメリットもあるため、民間の事業者が中々取り扱ってくれないような谷戸地域階段上部にある空き家を「空き家バンク」にて魅力を対外的に示し、興味を持った方に活用していただけるように努力している。

■意見（松下委員）

以前、ヒアリングしながら谷戸を歩いたことがある。その時は、「体に良い」、「風を楽しむ」などの意見があり、不便だとか気の毒だといった暮らしではないように感じられた。

■意見（富澤委員）

色々な価値を持っている方がいるため、一概に谷戸の空き家だから駄目だということはないかもしれないが、一般的に歳を取ると買い物も行けなくなり、怪我をしたら家まで帰れなくなってしまう。また、学生に安く貸し出し、地域に協力してもらおうといった発想もあったが、女の子だと山の上に住むと痴漢に遭遇する恐れがあるため、家族から家賃が高くても良いから下に住めと言われたという話も聞いたことがある。家だけで考えると同じ空き家だが、交通の問題もある。同じ谷戸でも横須賀の谷戸と鎌倉の谷戸のイメージは違う。汐入の空き家を活用してみんなの集まる場所とした例もあるので、それぞれ活用する方法はあるとは感じている。

予算などもあるので行政がどの程度実行に移せるかわからないが、谷戸の奥を活用するのは難しいと感じている。

人口が 39 万人になってしまい、これから横須賀は年寄りが増えていく中で、問題として谷戸を再生して活用することは難しいと思っている。個々の価値観の違う色々な人を少しでも呼び込めたらと思ってはいるが、それに対する市の予算の使い方も検討していかななくてはいけないと思う。

●質問（小林委員長）

中央エリアガイドラインについては、すごく立派なもので、特に 15 ページの「表情線は、低層部を揃えよう」など大変よくまとまっている。これは、地元は積極的なのか。また、どういう感じでまとまったのか知りたい。

○回答（事務局）

このガイドラインは、地元の商店会、町内会のメンバーが主体となって地域の方向性を真剣に 3 年間議論してまとめたと聞いている。本日、出席いただいている富澤委員も市民代表として参加していただいている。

今後も作成されたガイドラインをどう活用していくか、しっかりと地域の方々と一緒に話を進めていきたいと思う。

■意見（小林委員長）

このガイドラインを他の街に紹介したいと思うほどのできである。良い事例になると思う。

■意見（富澤委員）

検討会議に入っている者だが、メンバーはボランティアで参加している。商店などの利害関係のある人が参加していることを重要だと考えている。建て替えの計画の中に入っている方にとっては重要な問題である。私たちは、一生懸命ガイドラインを作り、市側はまちなみ景観課が主体となって進めているが、都市部全体で取り組んでもらえないと、知らない間に建築計画があつたりすることもある。私たちメンバーの一番の願いは、都市部で横須賀中央の問題が出た時に、みんなで協議することである。

市街地整備推進課の方からも中央エリアの将来の構想図が突然発表され、それと私たちのガイドラインと一致しない部分もあるので、全体的に考えて街に住む者、利用している者の考えを取り入れて街づくりをしていただきたいと願っている。

●質問（小林委員長）

今後もタワーマンションが建つ計画はあるのか。

○回答（事務局）

中央エリアだけで、再開発協議会が5カ所ぐらいできつつある。ただ、どれくらい実現されるのか、いつになるのかはわからない。

富澤委員からも意見があったように今年の4月に都市部市街地整備推進課から横須賀中央エリアの構想図が発表された。ただし、あくまでも構想図であつてどのように具体化するかは今後、地元の方も含めて煮詰めていくという話になっている。

■意見（小林委員長）

もう少し、部内の繋がりをしっかりとさせていただく必要がある。

■意見（吉田委員）

専門部会でも何度か協議をして、ガイドラインを作るときも協力をしてすごく立派なガイドラインができたと思うが、これから色々な計画が起こると具体的な問題が出てくると思う。例えば、基壇部の部分にはなるべく店舗を入れるように書いてある。ザ・タワーにも入れてもらえたが、おぎなりにただ店舗を入ただけで賑わいが途切れており、寂しい。また色彩についても、この辺のエリアであれば、もう少し性格もはっきりして個性を出すことも考えた方が良く思っている。とりあえず横須賀市の全域の基準が組み込まれている。ネガティブチェック型なので、ここからしっかりした性格がでてこない。それから、タワーが連続して建ったら大丈夫なのかとかもあるので、今年運用方法を検討するようだが、「こういった時どうしよう」、「こういった空間を創ろう」などもう少し具体的な協議や検討をする時期なのかと感じている。

## 5. 平成29年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

(1) 事務局から別添「資料4」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（山畑委員）

資料によると未申請の広告物が多く、申請を行えば適正なものばかりとの内容であった。未申請となるのは、どのような理由が多いのか。

○回答（事務局）

条例の周知が徹底されておらず、申請の必要性が認知されていないことがほとんどである。申請の必要性を知っていて行わない業者もあるだろうが、大半は知識が不足し、申請まで至らない状況である。

●質問（山畑委員）

周知が不十分とのことであるが対策はしていないのか。

○回答（事務局）

目立った屋外広告物から指導をしているが、現状として未申請である全ての広告物に対して指導までには至っていない。

■意見（菊竹委員）

直接運用状況等に関わる問題ではないが、国土交通省が平成 30 年 3 月末にプロジェクトンマッピングに関して、「投影広告物条例ガイドライン」を出した。これは、屋外広告物は実体がある物であるが、投影されるものは実体がないこと。また、オリンピック・パラリンピックの際に、公共的なプロジェクトンマッピングを活用していくことが目的であったと思う。ところが、このガイドラインは非常に大雑把な内容であり、各自治体が混乱をしている状況である。横須賀市景観審議会としてプロジェクトンマッピングについて、どのような姿勢を示すのか。場合によっては、条例の改正が必要になることも想定される。

■意見（小林委員長）

芸術系のプロジェクトンマッピングならば良いが、広告のプロジェクトンマッピングが多くなると収拾がつかなくなる。

■意見（田口委員）

実はそうではない。実は、広告とアートの区分けがない。だから、アートとしての映写も広告とみなす。東京都も様子見の状況である。壁に絵を描いた壁画も広告物として取り扱っている。しかし、壁画を歴史から見るとあくまでも絵画である。とある区では、壁画を広告物と見なして広告の基準を当てはめてしまったところもある。高い建物の壁面に絵を描いたら、「何階より上は色彩の制限があるから色を変えろ」と指導した。絵描きはそのような理由で作品を変えられるわけがない。そのため、別の絵描きに対応させる事態となってしまった。

この問題をどう取り扱うかは、私に関わっている所では様子を見ている状況である。アートと広告の議論はまったく別の話であるため、対応を考えていく必要がある。

■意見（小林委員長）

別の条例でアートを広告物と区別することはできないのか。

■意見（田口委員）

私の知る限りではそういう自治体はない。東京都は、壁画は広告だと判断しており、各自治体も同様な対応をせざるを得ない。だから壁画を描かない方向に進んでいる。他には、パブリックアートとして別の対応をするしかないだろう。

オリンピックという大きなイベントに関連付けて街に賑わいを持たせることを目的

とするならば様子を見た方がいい。

菊竹委員の所はどういった対応を取っているのか。

■意見（菊竹委員）

横浜市がさっそくガイドライン策定に向けて動いており、特例許可で様子を見ようとしている。ただ、手数料が問題として挙がっている。面積によって手数料を請求しているため、莫大な金額になってしまう。手数料をどのように考えていくか、条例を改正しない限り対応が難しいといった話にもなっている。

海に台船を浮かべて、台船の上に映像装置を設置するといった変わった形の申請が既に出ており、全国に先駆けて考えていこうといった気運が高まってきている。そのような中でも周りを見ながら進めていくことになるが、状況を留意し、景観審議会で方向性を検討していく必要がある。

■意見（山畑委員）

東京では小さすぎて中途半端になってしまうため、もう少し表現できるようにし、特例許可などとして、面積の緩和を検討している。

■意見（田口委員）

特例にしても広告物としての規定をしてしまうと壁に書いても良いということになる。ただし、屋外広告物としての特例許可であるため、先ほど例として挙げた壁画の話のように何メートルから上は色を変えろと言った話になってくる。絵は連続的にあるのにここから上は彩度を落とせよといった話になってくる。屋外広告物条例を適用するとこのような事態は避けられなくなる。そのため、特例許可をすればいいのではないかとよく言われるが、条例の基準が変わってしまう。

■意見（山畑委員）

以前、掲出できないところに期間限定で掲出許可を出したのとは違う問題であるということか。

■意見（田口委員）

今回の問題は、大きさやデザイン、表示方法が基準に引っかかってくることである。東京は壁画ブームであり、商店街レベルで壁に絵を描こうとする気運があり、条例上引っかかる。あくまでも壁画を描くことはアートのつもりで掲出者も考えていた。ところがそれは屋外広告物であり、特例許可の対象になると言われても屋外広告物の規定にそぐわない。横須賀市でその問題が起きているかは不明だが東京では所々で起きている。そのため、様子を見るといった考え方が主流である。あとは、特区にしようという考え方がある。アートの街を作るという考え方で、通り全体を屋外広告物という概念から外れてファブリックアートの街にするということは可能であると思う。

●質問（菊竹委員）

各自治体によって7日間以内など、ある一定の期間以内は屋外広告物として扱わないという考え方がある。だからプロジェクトマップのような短期間で何かを掲出することは、可能な条例になっていると考えてよろしいのか。

○回答（事務局）

本市の解釈では、ある一定期間というのは1日から屋外広告物として考える運用をしてきている。ただ、他自治体と情報交換をしてみると神奈川県は5日間とする話もあり、自治体ごとの考え方が違うため、そこは整理していかなくてははいけない。

また、プロジェクションマッピングについても神奈川県や横浜市などの他自治体と情報交換をしていて、今後も情報のアンテナをはり、条例改正が必要な場合は審議会委員の皆さんに意見を聞きながら進めていきたい。

■意見（松下委員）

そもそも、屋外広告物とは何なのか原点から組み立てて考えなくてはいけない。直感的には、1週間ぐらいなら問題が無いように感じている。常態的にあったら困るがそもそも広告物とは何であるのか考えた方が良い。

■意見（田口委員）

屋外広告物と言うぐらいであるから条例や法律は広告物を物として捉えてきた。要するに、標札など物としてその場所に取り付けられるという法律である。ただ、今の議論としてそこに何が描かれるかは、コンテンツであり物ではないわけである。今は、大きな転換期に差し掛かっていて、そうなるとコンテンツに法律は踏み込められるのか。表現の自由の問題もあるため、どのように扱っていくのかこれから大変な問題になるだろう。例えば、プロジェクションマッピングもそうだが、投影したら全部広告だという考え方もある。本来はそこに企業ロゴが入っていなければ広告ではないが、今の所コンテンツの議論が行われていない。壁画もそうである。純粋に絵を描き、そこには企業のロゴがなくてもそこに書かれた以上は屋外広告物であるとされている。そのものに対する議論が深まっていないと感じている。法律ではコンテンツの問題まで踏み込めるかどうかはすごく大きい問題であり、表現の自由とぶつかってしまう。

■意見（小林委員長）

コンテンツを景観審議会で審議するようになると大変である。

■意見（吉田委員）

アートの中でも景観を損ねるものがある。アートだから全て良いという問題でもない。

■意見（田口委員）

だからこそ、景観の問題であると考えている。屋外広告物法の中に組み込んでしまうと先ほど言ったような多くの問題が生まれてしまうため、私も壁画などは反対である。余程レベルの高い絵描きに書いてもらおうと違うのかもしれないが、景観上綺麗に見えない。総じて街に絵を描かせようといった話になると子どもに絵を描かせたいとか美術大学の学生に描かせたいと要望が出てくる。もっとレベルの高いアートをやらしてもらわないと景観を損ねるので私は反対である。そういった話になると屋外広告物の議論とは違う話になり、景観の話となってくる。

いずれにせよ、コンテンツの問題はどうするのか。そこに描かれていることの良し悪しを法律で問えるのかどうか。条例以前に法律の問題である。

●質問（松下委員）

広告景観推進協力員が18名いるようだが、活動する時の交通費は支給されるのか。

○回答（事務局）

ボランティアなので、支給していない。

■意見（松下委員）

交通費は、儲けではなく実費である。1回では大したことの無い金額だが多く参加するほど相当な金額になる。まちなみ景観課だけの問題ではなく、市全体の問題ではあると思うが、一部からでも変わっていかなくてはいけない。私は、お弁当代も含めて

実費だと考えている。せめて、交通費ぐらいは支給する仕組みを作らなければ協力員が増えないのではないか。

この問題について、所管の課があるわけではないためどこも着手しないが、考えていく必要がある。

●質問（小林委員長）

広告景観推進協力員は、貼り紙などを勝手に除却して良いのか。また、除却の判断はどうしているのか。

○回答（事務局）

協力員が除却する場合は問題ない。除却の判断は、協力員自身が行っており、事前に受けた講習の元、判断している。もちろん、何を除却したかは報告を職員が受けているため、把握している。

■意見（小林委員長）

所有物との判断が難しい。

○回答（事務局）

公的なところに貼ってある物しか除却していない。例えば、公道の電柱に貼ってある物は除却しているが、人の敷地内の電柱に貼ってあるものは除却していない。

■意見（富澤委員）

ケイビパトはいつも午後2時頃に活動しているが、下町は夜が商売時間帯であり、米ヶ浜になると夕方から歩道の真ん中ぐらいまで置き看板が出てしまっており、危険である。活動時間帯を昼だけに限定するのはどうなのだろうか。夜は色々な看板も出ており、景観や危険性からも良くないと感じている。

また、許可申請手数料は600万円以上の収入となっているため、ここから協力員の交通費を支出すればいいのではないか。

○回答（事務局）

協力員の交通費については、先ほども指摘いただいたように考えなくてはいけないと感じている。

●質問（田口委員）

路地の場合は、どのように判断しているのか。看板に明かりが灯る景色は、その町の「らしさ」がある。危険だから看板を全部どけてくれ、とした時に寂しいように感じられる。置き看板は、公道上に置くことはもちろんいけないし、昼間から置かれたら困るところもあるが、「らしさ」失われてしまうこととの兼ね合いが難しい。その横丁が寂れてしまっても気の毒である。

○回答（事務局）

公道に置くことは条例上違反となるが、確かに指導する上でも悩んでしまうところではある。

**6. 平成29年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）**

非公開

**7. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）**

非公開

閉会

以上